鷹栖町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区　分	住民基本台帳人口（令和7年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 6,440	千円 7,620,567	千円 258,969	千円 1,224,746	% 16.1	% 17.5

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	1人当たり給与費 B/A
令和6年度	人 95	千円 345,202	千円 95,984	千円 142,884	千円 584,070	千円 6,148

(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
千円 5,840

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

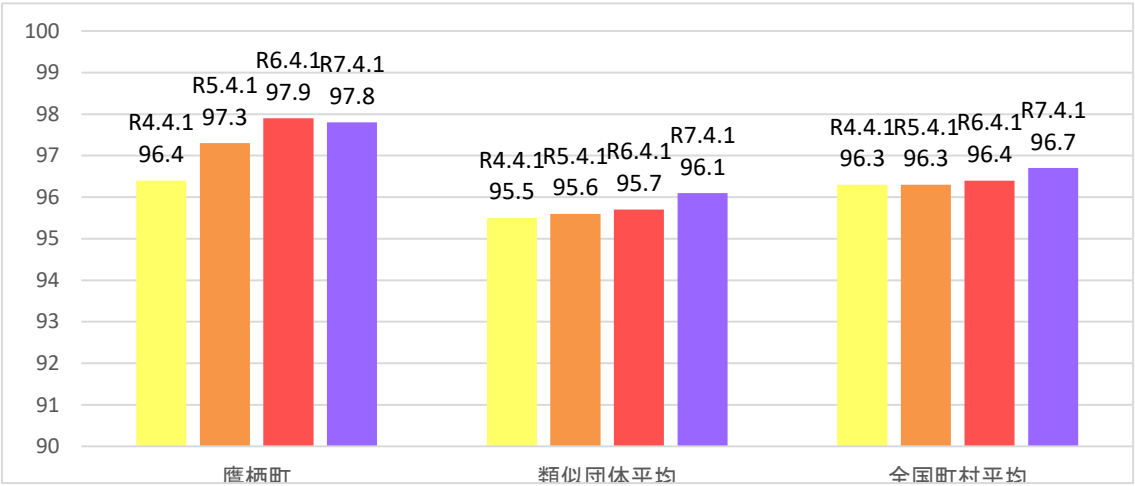

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3　ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

本町は人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的に見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[　実施　~~未実施~~　]

(給料表の改定実施時期)　平成27年4月1日

(内容例)　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層においては民間との間に差があることを踏まえ2,500円程度引き上げ。激変緩和のため、平成27年度より3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

本町は地域手当非該当のため省略

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月１日現在）

①一般行政職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
鷹栖町	40.1　歳	316,362　円	388,639　円	350,903　円
北海道	42.3　歳	329,304　円	420,139　円	372,087　円
国	41.9　歳	332,237　円	―　円	414,480　円
類似団体	41.9　歳	314,625　円	367,764　円	344,789　円

（注）１「平均給料月額」とは、令和7年4月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月１日現在）

区　分		鷹栖町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	220,000　円	220,000　円
	高 校 卒	188,000円	188,000　円	188,000　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月１日現在）

区　分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大 学 卒	286,600　円	362,900　円	387,300　円	410,900　円
	高 校 卒	273,400　円	340,300　円	358,900　円	400,400　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	定型的な業務を行う職務	人 10	% 13.3	円 183,500	円 258,100
2　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 9	% 11.8	円 230,000	円 308,500
3　級	1　係長、主査の職務 2　主任の職務	人 21	% 27.6	円 265,300	円 354,700
4　級	1　課長補佐、主幹、保健師長の職務 2　困難な業務を処理する係長、主査の職務	人 18	% 23.7	円 298,800	円 388,200
5　級	1　課長、室長、参事、所長、事務局長、会計管理者の職務 2　困難な業務を処理する課長補佐、主幹、保健師長の職務	人 9	% 11.8	円 321,300	円 398,200
6　級	困難な業務を処理する課長、室長、参事、所長、事務局長、会計管理者の職務	人 9	% 11.8	円 355,200	円 415,700

（注）１　鷹栖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

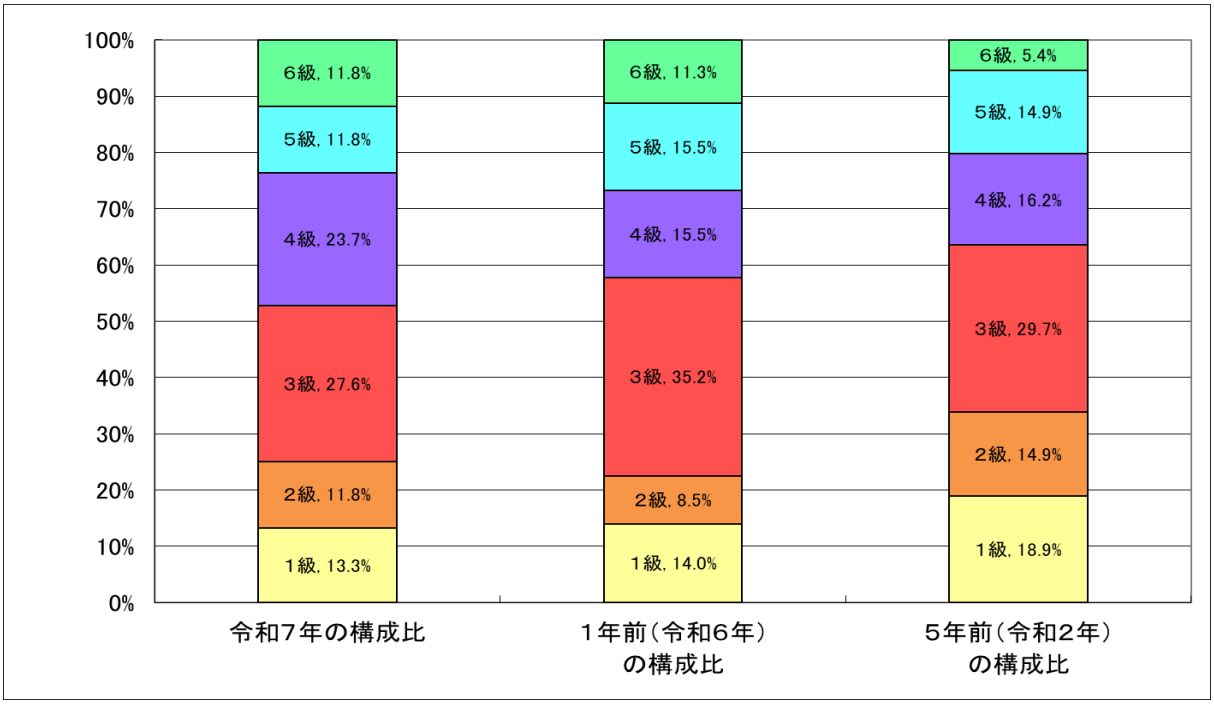

（2） 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

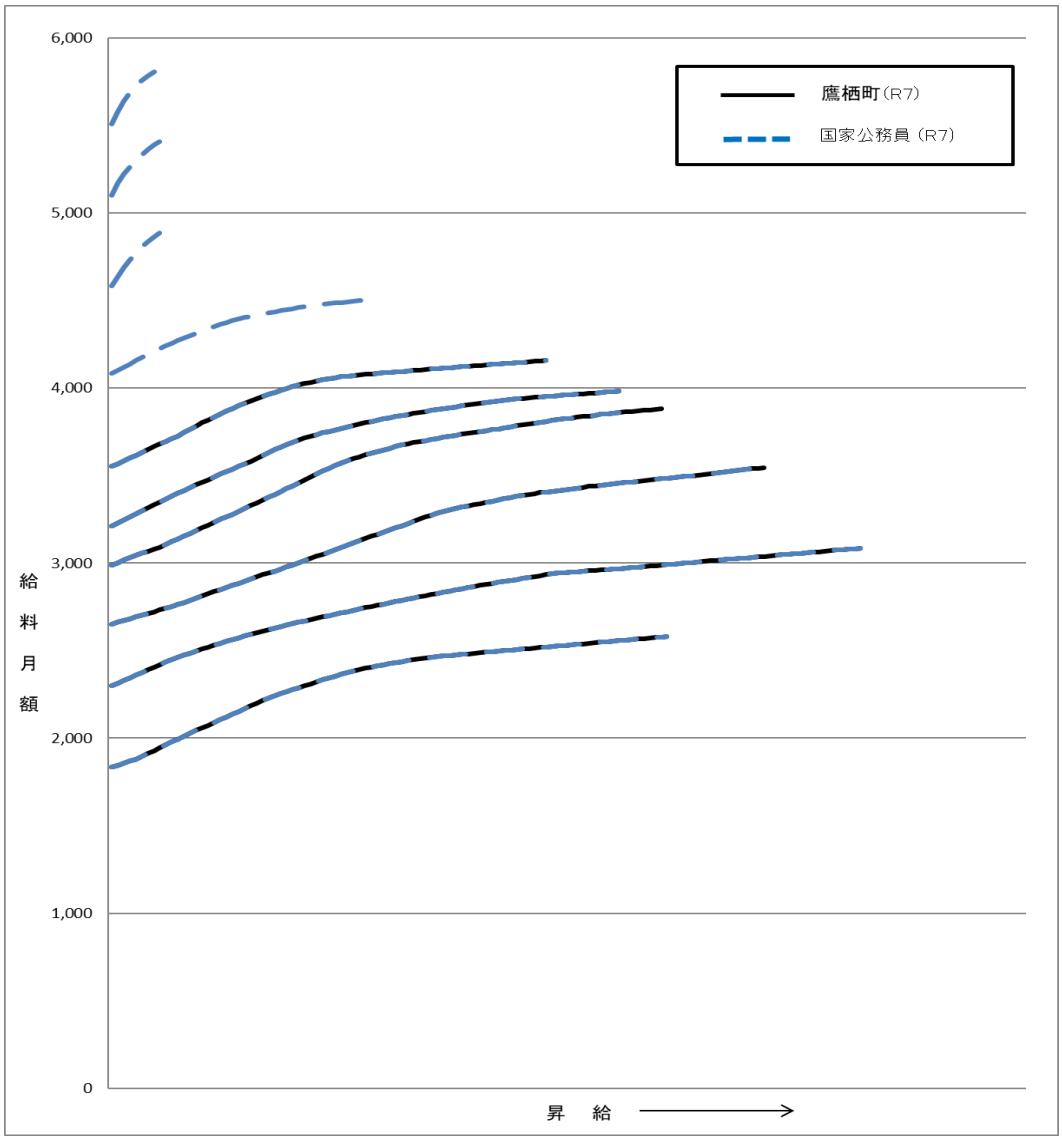

(2)昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(鷹栖町)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用した				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

鷹栖町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,504　千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,789　千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.0)　月分	(令和6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.0)　月分	(令和6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.0)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15% ・管理職加算　なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注)　( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(鷹栖町)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用した				
	活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

鷹栖町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.7090　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.7090　月分
最高限度額	47.7090　月分	47.7090　月分	最高限度額	47.7090　月分	47.7090　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(増加率2～45%)			定年前早期退職特例措置(増加率2～45%)		
1人当たり平均支給額	3,966　千円	千円			

(注)　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	0 人	3 %
東京都三鷹市	20 %	0 人	20 %
東京都特別区	20 %	0 人	20 %

(4)特殊勤務手当

※制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	38,788 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	539 千円
支給実績(令和5年度決算)	32,192 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	480 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員及び一般会計以外の職員を除く。)である。

(6)その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者1人につき3,000円 ・扶養親族1人につき6,500円 ・子1人につき11,500円 ※満16歳から満22歳までの子:1人5,000円加算	同じ		12,727 千円	240,132 円
住居手当	・持家の場合:7,000円 ・借家の場合(家賃12,000円を超えるものに限る)家賃の金額に応じて27,000円を上限に支給	やや異なる	持家の場合、国支給なし	10,155 千円	137,229 円
通勤手当	・2km以上5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,200円 ・10km以上15km未満 7,300円 ・15km以上20km未満 10,400円 以降略	同じ		2,598 千円	34,184 円
管理職手当	・課長、参事、局長 42,000円 ・課長補佐、主幹 32,000円	やや異なる	国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	12,048 千円	446,222 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合支給 勤務一回につき6,000円、8,000円(6時間を超える場合は100分の150乗じた額)	やや異なる	国とは対象となる官職の区分が異なる	0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯の区分や扶養親族の数などに応じて支給 57,500円～147,000円	やや異なる	町の支給日11月1日	10,552 千円	111,073 円

※扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等		(参考)類似団体における 最高／最低額
給料	町長	730,000 円 (- 円)	850,000 ／	505,800
	副町長	590,000 円 (- 円)	710,000 ／	495,000
報酬	議長	250,000 円 (- 円)	375,000 ／	210,000
	副議長	190,000 円 (- 円)	307,000 ／	188,000
	議員	165,000 円 (- 円)	286,000 ／	165,000
期末手当	町長 副町長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×勤続年数×5.126	14,967,920 円	任期満了時
	副町長	給料月額×勤続年数×3.234	7,632,240 円	任期満了時
	備考	北海道市町村職員退職手当組合より支給		

（注）１　給料及び報酬の(　)内は、減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 令和6年	職員数 令和7年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		
		総務	22	25	3	欠員補充、機構改革、研修派遣
		税務	6	5	-1	職員配置見直し
		農林水産	9	10	1	機構改革
		商工	3	3		
		土木	9	9		
		民生	21	24	3	子育て分野の体制強化、職員配置見直し
		衛生	8	7	-1	職員配置見直し
		計	79	84	5	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数　130.43　人） （類似団体の人口1万人当たり職員数　121.01　人）
	教育部門		11	11		
	消防部門					
	小計		90	95	5	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数　147.52　人） （類似団体の人口1万人当たり職員数　144.41　人）
公営企業等会計部門	水道		2	2		
	下水道		1	1		
	その他		4	4		
	小計		7	7		
合計			97 [129]	102 [129]	5	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数　158.39　人）

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２［　］内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

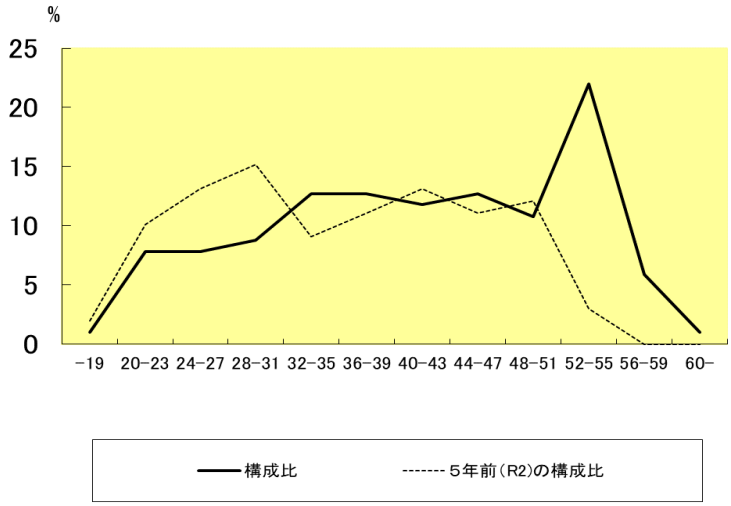

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 8	人 8	人 9	人 13	人 13	人 12	人 13	人 11	人 7	人 6	人 1	人 102

(3)職員数の推移

（単位:人・%）

区分 部門別		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	81	79	80	79	84	3 （ 3.7% ）
教 育	職員数	10	9	9	11	11	1 （ 10.0% ）
普通会計計	職員数	91	88	89	90	95	4 （ 4.4% ）
公営企業等会計計	職員数	8	7	7	7	7	△ 1 （ -12.5% ）
総合計	職員数	99	95	96	97	102	3 （ 3.0% ）

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 292,696	千円 1,736	千円 13,206	% 4.5	% 4.1

区　分	職員数 A	給　与　費				1人当たり
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	給与費　B/A
令和6年度	人 2	千円 8,107	千円 1,736	千円 3,363	千円 13,206	千円 6,603

(注)　1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区　分	平　均　年　齢	基本給	平均月収額
鷹栖町	47.0　歳	356,750　円	507,177　円
市町村平均	45.8　歳	345,838　円	524,813　円

(注)　平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

鷹栖町	鷹栖町　(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,682　千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,504　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.50　月分 勤勉手当　2.10　月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.50　月分 勤勉手当　2.10　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15% ・管理職加算　なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15% ・管理職加算　なし

イ　退職手当(令和7年4月1日現在)

鷹栖町			鷹栖町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.7090　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.7090　月分
最高限度額	47.7090　月分	47.7090　月分	最高限度額	47.7090　月分	47.7090　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(増加率2～45%)			定年前早期退職特例措置(増加率2～45%)		
1人当たり平均支給額	0　千円	0　千円	1人当たり平均支給額	3,966　千円	0　千円

(注)　1　退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
札幌市	3　%	0　人	3　%
東京都三鷹市	20　%	0　人	20　%
東京都特別区	20　%	0　人	20　%

エ　特殊勤務手当

※制度なし

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,078　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	539　千円
支給実績（令和5年度決算）	869　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	433　千円

（注）　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ　その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	・配偶者1人につき3,000円 ・扶養親族1人につき6,500円 ・子1人につき11,500円 ※満16歳から満22歳までの子：1人5,000円加算	同じ		396　千円	198,000　円
住居手当	・持家の場合：7,000円 ・借家の場合（家賃12,000円を超えるものに限る）家賃の金額に応じて27,000円を上限に支給	やや異なる	持家の場合、国支給なし	84　千円	84,000　円
通勤手当	・2km以上5km未満　2,000円 ・5km以上10km未満　4,200円 ・10km以上15km未満　7,300円 ・15km以上20km未満 10,400円 以降略	同じ		120　千円	120,000　円
管理職手当	・課長、参事、局長　42,000円 ・課長補佐、主幹　32,000円	やや異なる	国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	0　千円	0　円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合支給 勤務一回につき6,000円、8,000円（6時間を超える場合は100分の150乗じた額）	やや異なる	国とは対象となる官職の区分が異なる	0　千円	0　円
寒冷地手当	世帯の区分や扶養親族の数などに応じて支給 57,500円～147,000円	やや異なる	町の支給日11月1日	294　千円	147,000　円

※扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 462,277	千円 27,410	千円 5,608	% 1.2	% 1.2

区　分	職員数 A	給　与　費				1人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和6年度	人 1	千円 3,280	千円 913	千円 1,415	千円 5,608	千円 5,608

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
鷹栖町	33.0　歳	310,900　円	486,350　円
市町村平均	44.6　歳	342,377　円	516,175　円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鷹栖町	鷹栖町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,415　千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,504　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.50　月分 勤勉手当　2.10　月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.50　月分 勤勉手当　2.10　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15% ・管理職加算　なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15% ・管理職加算　なし

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鷹栖町			鷹栖町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.7090　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.7090　月分
最高限度額	47.7090　月分	47.7090　月分	最高限度額	47.7090　月分	47.7090　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(増加率2～45%)			定年前早期退職特例措置(増加率2～45%)		
1人当たり平均支給額	0　千円	0　千円	1人当たり平均支給額	3,966　千円	0　千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
札幌市	3　%	0　人	3　%
東京都三鷹市	20　%	0　人	20　%
東京都特別区	20　%	0　人	20　%

エ　特殊勤務手当

※制度なし

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	21　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	21　千円
支給実績（令和5年度決算）	17　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	17　千円

（注）　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ　その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	・配偶者1人につき3,000円 ・扶養親族1人につき6,500円 ・子1人につき11,500円 ※満16歳から満22歳までの子：1人5,000円加算	同じ		360　千円	360,000　円
住居手当	・持家の場合：7,000円 ・借家の場合（家賃12,000円を超えるものに限る）家賃の金額に応じて27,000円を上限に支給	やや異なる	持家の場合、国支給なし	84　千円	84,000　円
通勤手当	・2km以上5km未満　2,000円 ・5km以上10km未満　4,200円 ・10km以上15km未満　7,300円 ・15km以上20km未満 10,400円 以降略	同じ		24　千円	24,000　円
管理職手当	・課長、参事、局長　42,000円 ・課長補佐、主幹　32,000円	やや異なる	国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	0　千円	0　円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合支給 勤務一回につき6,000円、8,000円（6時間を超える場合は100分の150乗じた額）	やや異なる	国とは対象となる官職の区分が異なる	0　千円	0　円
寒冷地手当	世帯の区分や扶養親族の数などに応じて支給 57,500円～147,000円	やや異なる	町の支給日11月1日	147　千円	147,000　円

※扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間